

事務連絡  
令和7年10月7日

正会員 事務局責任者 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
専務理事 室石泰弘  
(担当：日浦)

物資の流通の効率化に関する法律（改正物流法）の  
施行について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、物流法は、働き方改革に関する法律がトラックドライバーについて令和6年4月から適用される一方、輸送能力の不足による物流の停滞が懸念され、こうした状況に対応するため、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備の一環として改正されました。

本改正について、添付のとおり、環境省から当連合会に周知依頼がございました。

つきましては、各正会員におかれましては、傘下会員等への周知をお願いいたします。

添付の事務連絡のとおり、同法に基づき、令和8年4月1日から一定規模以上（年間取扱重量9万トン以上）の荷主は、特定荷主として中長期計画の提出や定期報告の義務が課されることとなります。

産業廃棄物業界においては、一定規模以上（年間9万トン以上の廃棄物等を受け取る又は引き渡す）の中間処理業者及び最終処分業者が「特定荷主」に当たることとなります。また、本法の対象は廃棄物の収集運搬に限られないため、廃棄物以外の物資の荷受けや、処理後の有価物の引渡し等によっても荷主に該当し得ます。

なお、改正物流法において、廃掃法の収集運搬業者に緑ナンバーが必要か否かは従前から変更ありません。

国土交通省の公表資料で廃棄物運搬における荷主の考え方が示されているとおり、第2種荷主の方では「貨物自動車運送業の許可を有しているか不明又は有していない場合」ということがあり得ることが記載されています。

p.43「4-6.廃棄物運搬における荷主の考え方とポイント」をご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-mindset-logistics-pattern\\_ver.1.2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-mindset-logistics-pattern_ver.1.2.pdf)